

# 令和6年第4回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年4月15日(月)午後1時28分から午後2時9分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 10名

欠席 農業委員 0名

農地利用最適化推進委員 8名

農地利用最適化推進委員 1名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	星 美代子	出席
2番	阿部 謙一	出席
3番	菅野 昌孝	出席
4番	川上 敦史	出席
5番	永澤 広美	出席
6番	荒 勇一郎	出席
7番	後藤 一茂	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	清野 敏興	出席
10番	鈴木 功	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	横山 智	欠席
3区	岡田 義隆	出席
3区	加藤 博	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	石田 敏裕	出席
7区	吉田 栄喜	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
5番	永澤 広美
6番	荒 勇一郎

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	加藤 伸二
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

- 報告第 1号 令和6年第4回総会までの主な行事について
- 報告第 2号 農地法施行規則第29条第1項第1号による農地転用届出について
- 報告第 3号 電気事業者の事業計画届出について
- 議案第13号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について
- 議案第14号 新地農業振興地域整備計画の変更(案)に係る意見について
- 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第17号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

会 長 　　ただいまより令和6年第4回農業委員会総会を開催いたします。

（あいさつ）

　　続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、  
5番 永澤 広美 委員と6番 荒 勇一郎 委員にお願いします。  
　　なお、欠席は2区 横山 智 委員であります。

　　それでは、次第4の議事に入ります。

　　報告第1号 令和6年第4回総会までの主な行事について、事務局より報告願  
います。

事務局長 　　1ページをご覧ください。

　　報告第1号 令和6年第4回総会までの主な行事について、ご報告いたしま  
す。

　　3月6日から21日まで新地町議会定例会が役場で開催され、岡田事務局長が  
出席しております。

　　3月22日、農地中間管理機構特例事業による所有権移転調整会議を役場にて  
開催し、鈴木会長、荒委員、目黒委員、岡田事務局長、菅野次長、常陸係長が出  
席しております。

　　4月10日、農地法申請等現地調査としまして、町内において、清野職務代理、  
川上委員、鈴木委員、加藤委員、菅野次長、常陸係長で調査を実施しております。  
　　以上でございます。

会 長 　　ただ今事務局長から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご  
意見があればお受けします。何かございませんか。

〔 発言する人なし 〕

会 長 　　ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

会 長 　　報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号による農地転用届出につ  
いて、1番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　　報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号による農地転用届出につ  
いて、説明いたします。

　　これについては、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により200㎡  
未滿の農地に農業用施設を供する場合については、農地転用制限の例外規定によ  
り届出されたものであります。

　　1番について説明いたします。議案は2ページと資料1ページから4ページに

なります。届出人と届出のあった農地の所在地は議案に記載のとおりであります。

届出の内容は、農業用倉庫として利用するためであります。利用期間は永年間となっております。

以上でございます。

会 長 　　ただ今、事務局から報告第2号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[ 発言する人なし ]

会 長 　　ないようですので、報告第2号については以上で終わります。

会 長 　　報告第3号 電気事業者の事業計画届出について、1番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　　報告第3号 電気事業者の事業計画届出について、説明いたします。

これについては、農地法施行規則第29条第1項第16号農地転用のための権利移動制限の例外規定により、認定電気通信事業者の電気通信のための転用事業であるため、農地法の転用許可は必要なく届出だけで済むものであります。

議案の3ページ及び資料5ページから8ページを併せてご覧ください。

届出の農地・土地の所有者・事業者は、議案に記載のとおりであります。届出地を借り受けて、携帯電話無線基地局を増設するため、届出のあったものであります。

以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局から報告第3号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[ 発言する人なし ]

会 長 　　ないようですので、報告第3号については以上で終わります。

会 長 　　議案第13号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から37番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　　議案第13号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から37番をご説明いたします。

4ページをご覧ください。これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見

を求められたため提出するものであります。賃借人ごと一括して説明いたします。

4ページから5ページにかけての1番から6番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。7番以降につきましても同項目については議案に記載のとおりでありますので、以後省略させていただきます。

1番から5番は新規設定で、6番は期間満了に伴い再設定するものです。賃借料は全て10アールあたり5,000円で貸し付ける計画であります。

7番については、新規設定で、賃借料は10アールあたり5,000円または米30kgで貸し付ける計画であります。

8番については、新規設定で、賃借料は10アールあたり米30kgで貸し付ける計画であります。

5ページから7ページにかけての9番から17番については、新規設定で、賃借料は13番が10アールあたり10,000円で、それ以外は全て10アールあたり7,000円で貸し付ける計画であります。

7ページから8ページにかけての18番から25番については、新規設定で、賃借料は18番が全部で米210kg、19番が全部で米150kg、20番・21番が10アール当たり米30kg、22番が一番上の南中磯塩入54番1の1筆が10アールあたり米30kg、それ以外が賃借料情報の田の平均額、23番が全部で米210kg、24番が全部で米360kg、25番が全部で米330kgで貸し付ける計画であります。

9ページをご覧ください。

26番については、期間満了に伴う再設定で、賃借料は10アールあたり米30kgで貸し付ける計画であります。

27番から29番については、新規設定で、賃借料は全て10アール当たり米30kgで貸し付ける計画であります。

30番については、期間満了に伴う再設定で、賃借料は10アールあたり4800円で貸し付ける計画であります。

9ページから10ページにかけての31番から37番については、期間満了に伴う再設定で、賃借料は31番が10アールあたり5,000円または米30kg、33番と37番が10アールあたり5,000円、それ以外が10アール当たり米30kgで貸し付ける計画であります。

以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[ 発言する人なし ]

会 長 　　ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第13号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から37番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会 長 続きまして、議案第13号の38番は、清野 敏興 会長職務代理に関する案件であります。清野 職務代理につきましては、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議が終了するまで退席をお願いいたします。

[ 清野 敏興 会長職務代理 退席 ]

会 長 議案第13号農用地利用集積計画(案)に係る意見について、利用権設定の38番を事務局より説明を求めます。

事務局 利用権設定の38番を説明いたします。  
10ページをご覧ください。  
38番については、期間満了に伴う再設定で、賃借料は10アール当たり米30kgで貸し付ける計画であります。  
以上でございます。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[ 発言する人なし ]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第13号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の38番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付します。

会 長 審議が終わりましたので、清野 敏興 会長職務代理は席に戻っていただきたいと思えます。

[ 清野 敏興 会長職務代理 着席 ]

会 長 続きます、議案第13号の39番は、阿部 謙一 委員に関する案件であります。阿部 謙一 委員につきましては、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議が終了するまで退席をお願いいたします。

[ 阿部 謙一 委員 退席 ]

会 長 議案第13号農用地利用集積計画(案)に係る意見について、利用権設定の39番を事務局より説明を求めます。

事務局 利用権設定の39番を説明いたします。

11ページをご覧ください。

39番については、新規設定で、賃借料は10アール当たり米30kgで貸し付ける計画であります。

以上でございます。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[ 発言する人なし ]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

会 長 異議なしと認め、議案第13号農用地利用集積計画(案)に係る意見について、利用権設定の39番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付します。

会 長 審議が終わりましたので、阿部 謙一 委員は席に戻っていただきたいと思えます。

[ 阿部 謙一 委員 着席 ]

会 長 続きます、議案第13号の40番から45番は、岡田 義隆 委員より「役員をしている農業法人の案件であるため、審議が終了するまで退席させてほしい」との申し出がありました。岡田委員につきましては、審議が終了するまで退席いたしますので、よろしくお願ひします。

[ 岡田 義隆 委員 退席 ]

会 長 議案第13号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の40番から45番を事務局より説明を求めます。

事務局 利用権設定の40番から45番を説明いたします。  
11ページから12ページをご覧ください。  
40番から45番については、新規設定で、賃借料は全て10アール当たり5,000円で貸し付ける計画であります。  
なお、40番から45番については、農地中間管理機構を通しての利用権設定となります。  
以上でございます。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[ 発言する人なし ]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[ 「異議なし」 の声あり ]

会 長 異議なしと認め、議案第13号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の40番から45番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付します。

会 長 審議が終わりましたので、岡田 義隆 委員は席に戻っていただきたいと思えます。

[ 岡田 義隆 委員 着席 ]

会 長 議案第13号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の46番から54番を事務局より説明を求めます。

事務局 利用権設定の46番から54番を説明いたします。  
12ページから13ページをご覧ください。  
46番から54番については、新規設定で、賃借料は全て10アール当たり6,000円で貸し付ける計画であります。  
なお、46番～54番については、農地中間管理機構を通しての利用権設定となります。  
以上でございます。

会 長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受け  
します。何かございませんか。

[ 発言する人なし ]

会 長 　　ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

会 長 　　異議なしと認め、議案第13号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、  
利用権設定の46番から54番を原案どおり承認し、適正として新地町長  
へ意見を送付いたします。

会 長 　　議案第13号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、所有権移転の  
1番から2番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　　所有権移転の1番について説明します。議案の14ページになります。譲渡人・  
譲受人・申請のあった農地は議案に記載のとおりであります。売買価格は2筆合  
わせて1,373,395円であります。

　　なお、譲受人は認定農業者であり、農地利用調整会議、いわゆるあっせん事業  
による農地取得の候補者として登録されております。平成6年12月に新地町が  
定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に合致いたしており、  
農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の要件を満たしておりますことを  
申し添えます。

　　2番について説明します。譲渡人・譲受人・申請のあった農地は議案に記載の  
とおりであります。売買価格は2筆合わせて2,010,600円であります。

　　なお、譲受人は農地中間管理事業の推進に関する法律第4条に基づく農地中間  
管理機構の指定を受けております。よって、農地中間管理機構特例事業により担  
い手へ農地集約を図るための農地取得は可能でありますことを申し添えます。

　　以上であります。

会 長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受け  
します。何かございませんか。

[ 発言する人なし ]

会 長 　　ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]



会 長 異議なしと認め、議案第13号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、所有権移転の1番から2番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会 長 議案第14号 新地農業振興地域整備計画の変更（案）に係る意見について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第14号 新地農業振興地域整備計画の変更（案）に係る意見について、事務局よりご説明いたします。

これについては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、町より農業委員会に対し計画変更案に関する意見を求められているため提出するものであります。

1番について説明いたします。議案の15ページ、資料は9ページから11ページになります。

申請人の土地所有者と事業計画者、計画を変更する申請地は、議案に記載のとおりであります。

変更の内容については、申請地を資材置場とする目的で申請されたものです。変更後転用のための防除施設については、議案に記載のとおりであります。

申請地の農地区分については、集団農地へ連たんしていることから第1種農地ですが、事業計画者は申請地の隣地で長年にわたり工場として事業を展開しているため、既存施設拡張にあたります。第1種農地への既存施設拡張による農地転用については、不許可の例外にあたるため、農地法転用許可の可能性はありと判断されます。

以上であります。

会 長 この件に関しましては、4月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

清野職務代理 議案第14号 新地農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について、4月10日に川上 敦史 委員、鈴木 文雄 委員、加藤 博 委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明します。議案15ページ及び資料の9ページから11ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料9ページから10ページに記載とおりで、現地は平坦な土地であります。

農用地区域の除外目的及び防除施設については、事務局から説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 質疑に入る前に、何か補足説明があればお願いします。

[ 発言する人なし ]

会 長 それでは、議案第14号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[ 発言する人なし ]

会 長 ないようですので、議案第14号の1番を原案どおり承認することに、異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第14号 新地農業振興地域整備計画の変更(案)に係る意見について、1番は原案のとおり承認し、「支障なし」で新地町長へ意見を送付いたします。

会 長 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番について説明します。議案は16ページになります。

設定人・被設定人・申請地は、議案の記載とおりであります。この申請は後ほど審議いたします議案第16号の3番と議案第17号の1番と関連しておりますが、営農型発電により農地の上空にソーラーパネルを設置するものであります。権利の種類は区分地上権の設定で、設定期間は10年間となっております。なお、設定期間が10年となっておりますのは、農林水産省の通知では、申請地の地上で耕作する方が認定農業者である場合、貸借期間は10年間以内で設定できるという根拠に基づいており、地上で耕作する耕作者は認定農業者であります。

ソーラーパネル設置後、地上ではサツマイモを栽培する計画であることから、この申請は民法第269条の2第1項に基づく特殊事由による申請であります。

1番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

2番について説明します。議案は17ページになります。

設定人・被設定人・申請地は、議案の記載とおりであります。この申請は後ほど審議いたします議案第16号の4番と議案第17号の2番と関連しておりますが、営農型発電により農地の上空にソーラーパネルを設置するものであります。権利の種類は区分地上権の設定で、設定期間は10年間となっております。

なお、設定期間が10年となっておりますのは、1番と同じく地上で耕作する耕作者は認定農業者であるためでございます。

ソーラーパネル設置後、地上ではサツマイモを栽培する計画であることから、この申請は民法第269条の2第1項に基づく特殊事由による申請であります。

2番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

以上であります。

会 長        それでは議案第15号の1番から2番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[ 発言する人なし ]

会 長        ないようですので、原案どおり許可することに異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

会 長        異議なしと認め、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番は原案のとおり許可といたします。なお、許可日につきましては、議案第16号の1番から2番が県知事より許可された日に許可証を発行いたします。

会 長        続きまして、議案第15号の3番から4番は、川上 敦史 委員が役員となっている法人に関する案件であります。川上委員につきましては、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議が終了するまで退席をお願いいたします。

[ 川上 敦史 委員 退席 ]

会 長        議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番から4番を事務局より説明を求めます。

事 務 局        3番について説明します。議案は18ページになります。設定人・被設定人・申請地は、議案の記載とおりであります。なお、先ほど審議いたしました議案第15号の1番と後ほど審議いたします議案第16号の1番と関連しており、権利の移動は、使用貸借権の設定であり、貸借期間は25年間であります。被設定人は、借りる畑にサツマイモを栽培する計画であります。

3番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

4番について説明します。議案は19ページになります。設定人・被設定人・

申請地は、議案の記載とおりであります。なお、先ほど審議いたしました議案第15号の2番と後ほど審議いたします議案第16号の2番と関連しており、権利の移動は、使用貸借権の設定であり、貸借期間は25年間であります。被設定人は、借りる畑にサツマイモを栽培する計画であります。

4番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

以上であります。

会 長        それでは議案第15号の3番から4番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[ 発言する人なし ]

会 長        ないようですので、原案どおり許可することに異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

会 長        異議なしと認め、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番から4番は原案のとおり許可といたします。なお、許可日につきましては、議案第16号の1番から2番が県知事より許可された日に許可証を発行いたします。

会 長        審議が終わりましたので、川上 敦史 委員は席に戻っていただきたいと思えます。

[ 川上 敦史 委員 着席 ]

会 長        議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局       議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番について説明いたします。議案は20ページ、資料は12ページから15ページになります。

申請人である設定人と被設定人、申請地は議案の記載とおりであります。

転用の内容は、営農型太陽光発電設備で、貸借権の設定であります。貸借期間は10年間であります。

なお、実際の転用は資料14ページの赤丸で染まっている部分のみであります。

転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、ソーラーパネルを支える柱のみであるため、最小面積で抑られております。ソーラーパネルの下ではサツマイモを栽培する計画であります。サツマ

イモに必要な日照時間については、相双農林事務所へ事前協議を行っており、その結果、支障は無いという回答を得ております。

申請地の農地区分については、新地農業振興地域整備計画に基づく農用地区域になっているため、第1種農地と判断されます。しかし、申請が営農型太陽光発電設備であり、農地は畑で所有者や作物などでの周囲との集団性かつ一体性がなことから許可の要件を満たしております。

2番について説明いたします。議案は20ページ、資料は16ページから19ページになります。

申請人である設定人と被設定人、申請地は議案の記載とおりであります。

転用の内容は、営農型太陽光発電設備で、賃借権の設定であります。貸借期間は10年間であります。

なお、実際の転用は資料18ページの赤丸で染まっている部分のみであります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、ソーラーパネルを支える柱のみであるため、最小面積で抑られております。ソーラーパネルの下ではサツマイモを栽培する計画であります。サツマイモに必要な日照時間については、相双農林事務所へ事前協議を行っており、その結果、支障は無いという回答を得ております。

申請地の農地区分については、集団農地への連たんもなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。また、申請が営農型太陽光発電設備であり、周囲の農地との集団性かつ一体性がなことから許可の要件を満たしております。

以上でございます。

会 長 この件に関しましては、4月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

清野職務代理 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について、4月10日に川上敦史 委員、鈴木文雄 委員、加藤 博 委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明いたします。議案20ページと資料の12ページから15ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の12ページから13ページの記載とおりで、申請地は平坦な土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

2番を説明いたします。議案21ページと資料の16ページから19ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の16ページから17ページの記載とおりで、申請地は平坦な土地であります。

転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、

他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

会 長 質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[ 発言する人なし ]

会 長 それでは議案第16号の1番から2番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[ 発言する人なし ]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から2番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ意見を送付いたします。

会 長 議案第17号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第17号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、説明いたします。

議案の22ページから24ページをご覧ください。

これについては、令和4年2月25日付けの農林水産省経営局長及び農地政策課長通知に基づき、農地等の利用における最適化の推進を図るため、年度ごとに最適化活動の目標の設定し、翌年度に点検・評価を行うことが義務付けられています。

この過程において、農業委員会の最適化活動を検証するため、令和6年度最適化活動の設定等について、議案として提出いたしました。

議決された場合、活動計画は福島県、新地町、福島県農業振興公社へ報告するとともに、町のホームページ等にて公表する予定であります。

以上でございます。

会 長 それでは質疑に入ります。何かご質問、ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[ 発言する人なし ]

会 長 質問もないようですので、原案どおり承認することに、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第17号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり決定し、福島県知事、新地町長、福島県農業振興公社へ報告いたします。

会 長 これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和6年第4回農業委員会総会を閉会いたします。